

(設置)

第1条 市民の芸術文化の振興及び福祉の増進を図るため、文化ホールを設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小杉文化ホール	射水市戸破1500番地

(施設)

第3条 第1条の設置目的を達成するため、小杉文化ホール(以下「ホール」という。)に次に掲げる施設を置く。

- (1) ひびきホール
- (2) まどかホール
- (3) 研修室
- (4) 練習室
- (5) ホワイエ
- (6) アトリウム
- (7) 展示コーナー

(休館日)

第4条 ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週火曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 ホールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、ホールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) ホールの施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。
- (2) 使用者が別に定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外にホールを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、ホールの使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当するとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、ホールの使用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、使用する施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を善良な注意をもって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、ホールの使用が終了したとき、又は第13条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代執行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償)

第16条 使用者は、施設等を損傷し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ホールの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第18条 使用者又は入場者は、ホールの使用又は入場に当たっては、別に定める事項を守らなければならない。

(企画運営委員会等)

第19条 市長は、ホールの円滑な運営を図ることを目的として、企画運営委員会を設置することができる。また、必要に応じて企画アドバイザーを委嘱することができる。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にホールの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 前条の規定により指定管理者にホールの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) ホールの使用の許可に関する業務
- (3) ホールの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ホールの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第7条まで、第12条、第13条、第17条及び第19条の規定の適用については、第4条及び第5条の規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第12条、第17条及び第19条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の規定中「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第22条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正にホールの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第23条 第20条の規定により指定管理者にホールの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第8条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第10条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるもの

とする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、ホールの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小杉町文化ホール設置条例(平成4年小杉町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第9条及び別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の射水市小杉文化ホール条例第21条の規定により、ホールの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がホールの管理を行うこととされた期間前に第6条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(13)まで 略

(14) 第26条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条第1項及び第2項の規定

附 則(平成27年3月17日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1)から(5)まで 略

(6) 第6条の規定による改正前の射水市小杉文化ホール条例の規定 第6条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(3)まで 略

(4) 第4条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条の規定

別表(第8条関係)

1 ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金 (1時間に つき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	
ひびきホール	平日	円 21,630	円 43,260	円 63,450	円 53,350	円 94,090	円 107,790	円 10,820

	土曜日・ 日曜日・ 休日	24,870	49,750	72,970	61,350	108,200	123,960	12,440
まどかホール	平日	12,630	25,260	37,050	31,150	54,940	62,940	6,320
	土曜日・ 日曜日・ 休日	14,520	29,050	42,610	35,820	63,180	72,380	7,260
楽屋1		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋2		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋3		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋4		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
ホワイエ		3,900	5,200	7,540	5,200	7,930	9,490	1,300
展示コーナー		1,950	2,600	3,790	2,600	3,990	4,790	650

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合のひびきホール及びまどかホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
 - 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用する時のホワイエ及び展示コーナーの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
 - 3 ひびきホール及びまどかホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
 - 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 研修室等使用料

施設名	基本使用料											超過料金(1時間につき)
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
研修室1	円 3,900	円 5,200	円 5,850	円 6,500	円 7,150	円 7,540	円 7,930	円 8,320	円 8,710	円 9,100	円 9,490	円 1,300
研修室2	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020
研修室3	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020
練習室1	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650
練習室2	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用する時の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
 - 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 3 附属設備使用料 市長が別に定める額

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市小杉文化ホール条例(平成17年射水市条例第116号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により小杉文化ホール(以下「ホール」という。)の使用許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) ひびきホール又はまどかホール(以下「ホール施設」という。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の12月前から使用日の前日までの間

(2) 研修室、練習室、楽屋、ホワイエ及び展示コーナー(以下「附属施設」という。) 使用日の属する月の6月前から使用日の前日までの間。ただし、附属施設をホール施設と併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(附属設備等の使用料)

第4条 条例別表の市長が別に定める額は、別表1のとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、使用日までに使用料を納付しなければならない。ただし、時間超過に係る使用料並びに附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)の使用料については、使用の終了と同時に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、使用者は、市長が別に定める期限までに使用料を納付することができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 使用料の減免の範囲及び割合は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第10条第2号に該当する場合 次のアからエまでに掲げる額

ア ホール施設にあっては、使用日の30日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

イ アに掲げる場合を除き、ホール施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

ウ 附属施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

エ ウに掲げる場合を除き、附属施設にあっては、使用日の5日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料還付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(使用時間)

第8条 条例別表に定める使用時間には、準備、練習、後片付け等使用に必要な時間を含むものとする。

(使用時間の延長)

第9条 使用者は、やむを得ない事由により、使用許可を受けた使用時間を超えて施設及び附属設備等(以下「施設等」という。)を使用する必要があるときは、あらかじめ、使用時間延長申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、延長を認める使用時間は、当該使用時間の前後につき、それぞれ30分以内とする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用時間延長許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第10条 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用変更(取消し)申請書を、ホール施設(附属施設を併用する場合を含む。)にあっては使用日の10日前までに、附属施設にあっては使用日の5日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用変更(取消し)許可書を当該申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第11条 ホールの職員(以下「職員」という。)は、ホールの管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(事前打合せ)

第12条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項について打合せしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保のための措置を講ずること。
- (3) ホール内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) ホールの使用が終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる遵守事項を守らせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第14条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(書類の様式)

第15条 申請書その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第16条 条例第20条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にホールの管理を行わせる場合における第2条、第3条、第9条、第10条及び第15条の規定の適用については、第2条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第21条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第9条、第10条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第17条 前条の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第9条」とあるのは「条例第23条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第10条ただし書」とあるのは「条例第23条第5項ただし書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市小杉文化ホール条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第48号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る附属設備等の使用料の額及び使用料の減免については、改正後の射水市小杉文化ホール条例施行規則第4条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

附 則(令和2年12月24日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年2月28日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に第2条の規定による改正前の射水市小杉文化ホール条例施行規則第3条の規定による使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の納付期限及び減免については、第2条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例施行規則第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第4条関係)

区分	品名	施設別	単位	使用料 (1回当たり)	摘要
舞台附属 設備・備 品	演台	ホール共通	1台	540円	
	司会台	ホール共通	1台	540円	
	金びょうぶ	ホール共通	1双	2,160円	
	めくり台	ホール共通	1台	110円	
	指揮者台	ホール共通	1台	220円	
	指揮者用譜面台	ホール共通	1台	110円	
	譜面台	ホール共通	1台	50円	
	簡易音響反響板	まどかホール	1式	2,160円	
	平台及び箱足類	ホール共通	1台	220円	
	上敷	ホール共通	1枚	220円	
	緋毛せん	ホール共通	1枚	110円	
	フェルト毛せん	ホール共通	1枚	110円	
	高座用座布団	ホール共通	1枚	110円	
	床机	ホール共通	1台	110円	
	ジョーゼット	ひびきホール	1式	2,160円	
	搬入リフト	ひびきホール	1式	1,030円	
美術バトン	ホール共通	1式	510円		
照明附属 設備・備 品	A-set	ひびきホール	1式	15,430円	
		まどかホール	1式	12,340円	
	B-set	ホール共通	1式	5,140円	
	C-set	ホール共通	1式	2,060円	
	クセノンピンスポットライト	ひびきホール	1台	860円	
	ハロゲンピンスポットライト	ホール共通	1台	320円	
	スポットライト	ホール共通	1台	320円	1.5kw
	スポットライト	ホール共通	1台	220円	1kw
	スポットライト	ホール共通	1台	110円	500w
	ソースフォーライト	ホール共通	1台	540円	
	ディスクマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	スパイラルマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	フィルムマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	スライドキャリアマスクマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	スモークマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	波マシン	ホール共通	1台	540円	

	オーロラマシン	ホール共通	1台	1,080円	
	ストロボマシン	ホール共通	1台	540円	
	ミラーボール	ホール共通	1台	1,080円	
音響設備・備品	音響調整卓	ホール共通	1式	2,160円	
	効果用ステージスピーカー	ホール共通	1式	820円	
	効果用ステージモニター	ホール共通	1式	510円	
	マイクロフォン(コンデンサー)	ホール共通	1本	1,080円	
	マイクロフォン(ダイナミック)	ホール共通	1本	540円	
	マイクロフォン(ワイヤレス)	ホール共通	1本	1,620円	
	カセットデッキ	ホール共通	1台	540円	
	CDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	MDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	DVDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	録音用三点吊りマイク装置	ホール共通	1式	1,540円	
	録音用CD-Rメディア	ホール共通	1式	510円	
	移動用拡声ワゴン(大)	研修室	1式	2,060円	
	移動用拡声ポータブル(小)	研修室	1式	1,030円	
	映写設備	プロジェクター	ホール共通	1台	5,400円
映写スクリーン		ホール共通	1式	1,080円	
楽器	コンサートグランドピアノ	ひびきホール	1台	9,260円	調律料を含まず。
	グランドピアノ	ひびきホール	1台	3,240円	調律料を含まず。
	コンサートグランドピアノ	まどかホール	1台	5,400円	調律料を含まず。
	アップライトピアノ	ホワイエ	1台	2,060円	調律料を含まず。
	アップライトピアノ	練習室	1台	1,030円	調律料を含まず。
その他	仮設電源使用料	ホール共通	1kw	220円	
	展示パネル	展示コーナー	1枚	220円	
	展示用台	展示コーナー	1台	110円	
	展示用スポットライト	展示コーナー	1台	50円	

備考

- この表において「1回」とは、1日ごとの使用をいう。
- この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料の額は、類似する附属設備等の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表2(第6条関係)

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合
4 ホールに係る使用の許可を受けた者が、当該使用日の30日前までに取消しを申し出た場合	7割
5 ホールに係る使用の許可を受けた者が、4に掲げる場合を除き、使用日の10日前までに取消しを申し出た場合	5割
6 施設(ホールを除く。)に係る使用の許可を受けた者が、使用日の10日前までに取消しを申し出た場合	7割
7 施設(ホールを除く。)に係る使用の許可を受けた者が、6に掲げる場合を除き、使用日の5日前までに取消しを申し出た場合	5割

備考 この表の2の項に該当するものについては、附属設備等の使用料は減免しない。